

2012年8月29日

改正消費者安全法の成立にあたっての声明 ～安全社会の実現に向けて～

新しい事故調査機関実現ネット

本日、消費者安全調査委員会の創設を内容とする消費者安全法の改正法が成立しました。

同改正法は、私たちが提案する事故調査機関のイメージと比べると組織としての独立性等に不安が残るものの、現場保全、報告徴収、立入調査等事故調査に必要な最低限の権限を持つとされていること、再発・拡大防止のための勧告・意見具申権限を有するとされていることなどからすると、あるべき体制整備に向けた第一歩ととらえることができます。

今後、以下の点に留意しつつ新制度が運用され、さらなる制度改正につながることを望みます。

- 1 安全対策にとって必要な事故・インシデントについてもれなく事故調査を行うこと。その前提として事故調査の必要性の判断について客観的な基準を策定すること。
- 2 必要な調査がなされていない過去の事故や、調査の後に新しい証拠・知見が明らかとなった場合には、必要な調査または再調査を行うこと。
- 3 事故調査手続と刑事手続との区別を明確に行い、事故調査によって取得した関係者の供述調書、事故調査報告書等を刑事手続で用いることができないことや、証拠物の取扱いについての捜査機関とのルールを明確化すること。
- 4 被害者等による事故調査の申し出を真摯に受け止め、必要な事故調査を迅速適切に行うこと。事故調査に当たっては被害者・被害者遺族のおかれた状況やその心情に十分配慮すること。
- 5 安全対策に確実につながる充実した事故調査を行うことができるよう、十分な人員・予算を配置すること。
- 6 5年後の見直しの際、もれなく必要な事故調査が行われているか、公正中立な事故調査が行われているか、各分野の事故調査体制がインシデントデータの日常的な分析の実施を含め充実したものとなっているか、各事故調査機関が分担している事故調査対象が妥当かどうか等の事項を十分に検討した上、必要に応じて抜本的な制度改正を行うこと。

以上